



平成 24 年 5 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 フェヴリナ
代表者名 代表取締役社長 神代 亜紀
(コード番号 3726 東証マザーズ)
問合せ先 財務経理部長 堀川 大輔
(TEL. 092 - 720 - 5420)

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 11 日付「定款の一部変更に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、純粋持株会社への移行及び株式会社ソフトエナジーホールディングス（以下「SEH」という）との経営統合に伴い、平成 24 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という）に「定款の一部変更議案」を付議することを決議いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり付議事項を追加することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしておりますが、平成 24 年 5 月 11 日付で開示しておりますとおり、純粋持株会社への移行及び SEH との経営統合に伴い、当社グループの経営管理等において効率的な業務執行を図るため、当社グループの事業年度を統一するものであります。

2. 定款変更の内容

現在 毎年 3 月 31 日

変更後 毎年 9 月 30 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 10 期は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの 6 ヶ月決算となる予定です。

なお、本定款変更の効力発生は、平成 24 年 5 月 11 日に開示しておりますとおり、本株主総会に別途付議することを予定しております。当社を分割会社、当社の 100% 子会社である株式会社フェヴリナ販売を承継会社とする会社分割に係る承認議案及び当社を株式交換完全親会社、SEH を株式交換完全子会社とする株式交換に係る承認議案がそれぞれ可決承認され、当該会社分割の効力が発生することを条件といたします。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 24 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 24 年 7 月 1 日

4. 今後の見通し

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	一株当たり 当期純利益
第 10 期 (平成 24 年 9 月期)	878	△59	△59	△59	△128 円 32 銭

(注) 上記業績予想は、平成 24 年 5 月 11 日に決算短信において開示致しました、平成 25 年 3 月期の第 2 四半期（累計）と同額であります。

(追加する付議内容)

今回新たに追加する付議内容は、以下のとおりであります。(変更箇所は下線部で表示)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第9条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第9条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>12月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第34条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第34条 当会社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までの1年とする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>3. (条文を省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>3. (現行通り)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>附則</p> <p>第1条 <u>第34条の規定にかかわらず、第10期事業年度は、平成24年4月1日から平成24年9月30日までの6ヶ月とする。</u></p> <p>第2条 <u>附則は、第10期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>

(ご参考)

本総会に付議致します定款一部変更の全内容は、以下のとおりであります。(変更箇所は下線部で表示)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社フェヴリナ</u>と称し、英文では、<u>Favorina Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>①～⑳ (条文を省略)</p> <p>㉑ <u>食品、化粧品、医薬部外品の販売及び輸出入</u></p> <p>㉒～㉗ (条文を省略)</p> <p>㉘～㉚ (新設)</p> <p>(2) <u>コンピューターソフトウェアの受託設計、開発及び販売</u></p> <p>(3) <u>インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守</u></p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社フェヴリナホールディングス</u>と称し、英文では、<u>Favorina Holdings Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する<u>事業</u></p> <p>①～㉑ (現行通り)</p> <p>㉒ <u>食品、健康食品、化粧品及び医薬部外品の製造、販売及び輸出入</u></p> <p>㉓～㉗ (現行通り)</p> <p>㉘ <u>美容器具・美容雑貨品の製造、販売及び輸出入</u></p> <p>㉙ <u>海外及び国内の物流の情報収集と販売に関するコンサルティング業</u></p> <p>㉚ <u>健康食品・化粧品・医薬部外品・美容器具・美容雑貨品の製造・物流・小売りに関するコンサルティング業</u></p> <p>㉛ <u>特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買</u></p> <p>㉜ <u>制御機器、電源機器、通信機器及びそれらの装置の設計、製造</u></p> <p>㉝ <u>機器設備のエンジニアリング、設計、施工及び整備</u></p> <p>㉞ <u>電子機器、検査測定機器、設備診断機器及びシステムのエンジニアリング、設計、施工、製造及び整備</u></p> <p>㉟ <u>一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u></p> <p>㊱ <u>前①乃至㉟に掲げる事業に付随・関連する一切の事業</u></p> <p>(2) <u>貸金業</u></p> <p>(3) <u>前各号に付随・関連する一切の事業</u></p>

<p><u>(4) ~ (34) (条文を省略)</u></p> <p>第3条~第8条 (条文を省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>第11条~第33条 (条文を省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第35条 (条文を省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>3. (条文を省略)</p> <p>第37条 (条文を省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(4) ~ (34) (削除)</u></p> <p>第3条~第8条 (現行通り)</p> <p>(招集)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎年<u>12月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>第11条~第33条 (現行通り)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までの1年とする。</p> <p>第35条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>第37条 (現行通り)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第34条の規定にかかわらず、第10期事業年度は、平成24年4月1日から平成24年9月30日までの6か月とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>附則は、第10期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>
--	---